

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和4年度第1回松阪市環境影響評価委員会
2. 開催日時	令和5年3月29日(水) 午後3時～午後4時30分
3. 開催場所	松阪市桂瀬町751番地 松阪市クリーンセンター 3階研修室
4. 出席者氏名	(委員) ◎ 朴惠淑、富田靖男、寺島貴根、平山大輔、 松井宏樹、山村直紀、(◎会長) (事業者) 松阪市環境生活部 谷口清掃行政担当理事 清掃施設課 宇佐美課長、中川主幹兼係長、内田主幹、 床呂係員、堀江係員 (事業者委託業者) 株式会社 エイト日本技術開発 出席: 4名 (事務局) 松阪市環境生活部 田畠環境生活部長 環境課 下倉課長、谷係長、水本係員、鈴木係員
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0名
7. 担当	松阪市環境生活部環境課 TEL 0598-53-4066 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

議事録は別紙のとおり

令和4年度第1回松阪市環境影響評価委員会 議事録

日時:令和5年3月29日（水） 午後3時～

場所:松阪市クリーンセンター 3階研修室

(事務局)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さんこんにちは、本日の司会をさせていただきます、環境課長の下倉です。

本日は、大変お忙しい中、松阪市環境影響評価委員会にご出席頂きましてありがとうございます。

それではただ今より令和4年度第1回松阪市環境影響評価委員会を開催させて頂きます。

開会にあたりまして、環境生活部長の田畠よりご挨拶申し上げます。

(事務局)

皆さんこんにちは、環境生活部長の田畠でございます。

日頃は、松阪市の環境行政に対しまして、ご協力を賜りましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、ご多用のなか松阪市環境影響評価委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

新最終処分場は、令和9年度共用開始を目指し、地域との調和や循環型社会への貢献などに配慮し、現施設よりも環境負荷の少ない、より良い施設としていく計画でございます。

令和2年度におきましては、松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、皆様のご意見を委員会の答申とさせて頂いたところでございます。

本日は、同事業に係る環境影響評価準備書について、皆様でご議論頂いた専門的なご意見を委員会からの答申とすることで本事業がより良いものとなると考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

委員会開催に先立ちましての挨拶とさせて頂きます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、本日委員会を開催するにあたり、松阪市環境評価委員会要綱第5条に基づき会長及び副会長を選出することとなります。引き続き会長に朴先生、副会長に富田様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

了承

(事務局)

朴先生、富田様お願いできますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

ここで本年度に松阪市環境影響評価委員をお願いさせて頂きました方々のご紹介をさせて頂きます。本来ならば委員の委嘱式にて、委嘱状をお渡しするところでございますが、新型コロナウイルス感染防止のことからも、誠に失礼ではございますが、机の方に委嘱状を置かせていただき、私からのご紹介とさせて頂きますことをご了解願いたいと思います。

三重大学特命副学長、朴 恵淑先生、

三重大学工業研究科、寺島 貴根先生。

三重大学教育学部、宮岡 邦任先生、本日欠席でございます。

元三重県立博物館長、三重動物学会会長、富田 靖男先生。

三重大学教育学部、平山 大輔先生。

三重大学生物資源学科研究科、松井 宏樹先生。

三重大学人文学部、岩崎 恭彦先生、本日欠席でございます。

三重大学工学研究科、山村 直紀先生。

名古屋工業大学社会工学科、前田 健一先生です。本日欠席でございます。

それでは、進めてまいります。資料の確認をさせていただいて頂きます。

- ・松阪市環境影響評価委員会事項書

- ・松阪市環境影響評価委員会要綱

- ・委員名簿

- ・議案第1号

- ・資料1

資料は以上となりますが、不足のある場合はお申し出ください。

それでは、議事に入ります前に、本審議会は「審議会等の公開に関する指針及び運用方針 3会議の公開の基準」に基づき、情報公開をしてまいりたいと思いますのでご了承のほどよろしくお願ひ致します。

また、「8会議等の結果の公開」による議事録作成の為の録音をさせていただきます。ご発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。また、撮影のお願いと、同じく「5公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいと思いますので、併せてご了承のほどよろしくお願ひ致します。

本日、傍聴者はございませんでしたので、このまま続けていきたいと思います。

それでは、会議につきまして朴会長にお願いしたいと思います。朴先生よろしくお願ひ致します。

(会長)

改めまして、皆様、こんにちは。

早いもので、我々が市の最終処分場に関わる方法書並びに今回の準備書に至るまで、専門的な視点はもとより、松阪市が本当に環境と経済と、社会的な調和がとれたバランスの取れた、サステナブルな社会のトップランナーとなる一つの大きなきっかけとして誇れる最終処分場の新しい設備に対して、我々委員として議論し松阪市の最終処分場の環境評価が出来ればありがたいなと思っております。

今日は、限られた時間ではありますけれども、それぞれの専門分野とその知見を生かして、なおかつ、市民の皆様に協力ををお願いしなければならないものでありますて、昔のように、大量生産大量消費大量廃棄の時代じゃありませんので、かつては迷惑施設だと思われたかもしれないものが、今はある意味私たちには日常生活と密接に関係しているものになったんだと認識していただく必要があるかと。

それから、次の世代を担う若い人たちや子供たちも、遠くから何か求めるものではなくて、自分の毎日の生活の中から、もう一度考えていくようなことによって、主体が変わり主役は私達なんだということが言えるような地域にしていきたいと思っております。

皆様の専門分野の意見を頂戴いたしますけれども、最終的には答申案をちょっと考えないといけない。だから、事務局の方からは素案を考えてもらってはいるんですけども、最終的に我々の責任を持って、作らなければならないという事です。近づいた席の中ありますので、最後までちょっと気を抜くことなくよろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、議事進行は事項書に基づきまして進めていただくことになります。今日は、議事は当然ですが一つになっておりまして、議案第1号、となっております。ただし、最終処分場、施設整備事業に係る環境影響評価準備書についてですが、まず、事務局の方から説明いただき、出されたら委員の皆様からのでも、コメントご意見など賜りますで、今日欠席になる委員の方からもいろいろ意見が出てるだろうと思っておりますので、そういう部分を踏まえてよろしくお願ひいたします。

では、事務局からよろしくお願ひいたします。

(事務局)

本日の出席者につきましては、委員会委員全9名中 6名の方に出席頂いております。「松阪市環境影響評価委員会要綱」第6条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

お手元に、議案第1号が配布されていると思いますので、そちらをご説明いたします。

議案第1号 松阪市環境影響評価委員会 三重県環境影響評価条例第13条に基づく松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、松阪市環境影響評価委員会要綱 第2条の規定により諮詢します。令和5年3月29日 松阪市長 竹上 真人

1 案件名 松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

まず、私の方から三重県環境影響評価条例に基づく準備書についての公告及び縦覧について報告いたします。

三重県環境影響評価条例第15条の規定により、松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、令和4年12月26日から令和5年2月14日の間、松阪市役所環境課他9か所で準備書の縦覧を行いました。縦覧期間におきまして第17条に規定する意見書の提出はございませんでした。

また、第16条に規定される説明会を令和5年1月20日に開催し、4名の参加がございました。

お手元には第18条に規定されます、準備書意見送付書、準備書説明会開催等実施状況届出書の写しをご用意させて頂いております。

それでは、本日の資料1「松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書の概要について」、お手元の資料とあわせてスクリーンにも映させていただきます。清掃施設課より事業計画の概要を説明申し上げ、環境影響評価項目の選定、環境影響評価の結果、事後調査の実施計画については本事業の業務委託先の株式会社エイト日本技術開発より説明申し上げます。

(事業者)

本日の説明内容ですが、事業計画の概要、環境影響評価項目の選定、評価の結果、事後調査の計画、の4項目についてご説明します。

はじめに松阪市 新最終処分場 施設整備事業について、事業計画の概要をご説明します。

新最終処分場の建設予定地は、現最終処分場の隣接地である上川町、山添町地内的一部に計画しています。選定理由は大きく分けて、二つあります。

一つ目はコスト削減の可能性です。地形を生かして整備することで、埋立地や施設を造成、整備する際、掘削などで多くの残土が発生するのを防ぐことが見込まれ、不用分の残土などを運搬、処理する費用を抑制することができます。また、現最終処分場と隣接することで、施設を一括管理、運用することができ、ランニングコストの抑制につながると見込んでいます。

二つ目が建設予定地としての地形適性です。最終処分場用地は、埋立物を覆うための覆土置場や災害が起こった際に使用する仮置場などを確保するためにも一定の大きさが必要になります。建設予定地は、これらを整備するにあたり十分な広さを確保することができます。

また、この区域は山林となっていますが、丘陵部と二つの谷部があり、この丘陵部や谷部、斜面などの現在の地形を生かしながら整備することができます。

続いて、こちらが本事業に係る土地利用計画図面になります。対象事業実施区域内には、谷津田と呼ばれる複数の谷地が存在し、湿生地を好む動植物の生息・生育地となっています。そのため、建設予定地北側の谷津田について造成範囲の検討を行い、可能な限り北側の谷津田が残る形で、計画を進めています。

次に、施設計画の概要についてです。推計となりますが、埋立量が変動しなかった場合を想定すると新最終処分場の埋立期間は15年間を1期とし、3期45年分の期間を想定しています。供用開始後、1期15年間あたりの埋立量は覆土を含め、約3万6000m³（りゅうべい）となる見込みです。第2期、第3期では、第1期埋立地の上部の北側、南側を活用し、埋め立てを行います。3期分でおよそ12万m³（りゅうべい）規模の埋立地を整備する計画です。市としましては、中間処理や資源化により、できる限り最終処分量を抑制し、ごみ処理において欠かすことができない最終処分場を長期的に活用していくことを考えております。

次に、道路、交通計画の概要についてです。建設工事中、工事用の大型車両は、対象事業実施区域の南側に位置する道路を走行することを予定しております。

次に、今後の工事工程についてです。実施設計及び地質調査について、令和4年度に着手し、令和5年度末の完了を予定しております。建設工事について、令和6年度から着手し、令和8年度中の完了を予定しております。供用開始について、令和9年度からを予定しております。

松阪市新最終処分場施設整備事業概要については、以上になります。

(事業者委託事業者)

続きまして、環境影響評価項目の選定についてご説明します。

先ほどの事業計画の内容と地域の特性を踏まえ、大気質から温室効果ガスまでの全15項目を選定しております。この項目について、工事中の建設機械の稼働による影響を踏まえ、評価を実施しましたので、評価結果をお示しします。

まず、大気質です。工事中の建設機械の稼働による大気質への影響についてご説明します。

予測項目は、建設機械からの発生が想定される、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんとし、予測地点は右図の No.2~4 の 3箇所で、対象事業実施区域の敷地境界と周辺の家屋に位置します。なお、最も影響が大きくなるタイミングとして、建設機械が全て同時に稼働している状態を想定しております。その結果を左のグラフに示します。横軸が予測地点、縦軸が予測値を表しており、いずれの物質も全ての地点で目標とする基準値を満足する予測結果となりました。次に、大型車などの工事用車両の走行による大気質への影響についてです。予測項目は先ほどと同様で、予測地点は車両の運行ルート上の 1 地点です。左側の表が結果となりますが、いずれの物質の予測値も基準値を満足する予測結果となりました。なお、環境保全措置として、排出ガス対策型の建設機械の採用やタイヤの洗浄等を実施します。大気質の最後は、供用後の埋め立て作業による粉じんについてです。その影響を受ける恐れのある周辺の家屋 3 箇所で予測しましたが、左のグラフの通り、いずれの地点も基準値を満足する予測結果となりました。環境保全措置としては、作業中の散水により粉じんの巻き上げを抑制します。以上が大気質への影響についての説明です。

続いて、騒音・振動項目について説明します。まずは工事中の重機の稼働による騒音、振動の影響についてです。影響が最も大きくなるタイミングとして、大気質項目と同様に、建設機械が全て同時に稼働している状態を想定し、予測を行いました。その結果、騒音、振動とともに目標となる基準値を満足する予測結果となりました。次に、工事用車両による騒音、振動の影響についてです。大気質と同様、車両の運行ルート上の 1 地点で予測しましたが、こちらも騒音、振動ともに基準値を満足すると予測されました。なお、工事中の環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用などにより不要な騒音、振動の発生の抑制に努めます。最後に、供用後の埋め立て作業による騒音、振動についてです。予測の結果、騒音は最大で 60 デシベル、振動は最大で 44 デシベルと予測され、ともに基準値を満足します。また、周辺の民家においても、騒音、振動ともに現況とほぼ変わらない予測結果となったため、埋め立て作業による影響は小さいものと考えます。供用後の環境保全措置としては、設備機器への防振材の設置等を実施します。以上が騒音、振動に係る影響についての説明です。

続いて悪臭についてですが、本事業では悪臭が発生するような廃棄物の受入は行わないため、その影響は極めて低いと予測されます。環境保全措置としては、脱臭剤等の使用により悪臭除去対策を講じます。

続いて水質への影響についてです。工事中は、「地盤改良やコンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響」や「土地造成による濁水の影響」が予測されるため、環境保全措置として、中和処理の実施やプラント内でのミキサー車の洗浄などの対応によりアルカリ排水の流出を防止します。また、仮設沈砂池の設置により濁水発生を防止します。供用後は、処理水の放流による河川水質への影響が予測されるため、浸出水や処理水を監視します。また、工事中、供用後ともに水質検査を実施し、異常が発生していないかを把握します。

続いて地下水への影響についてです。工事中は、「地下水位や流動方向の変化」、「コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響」、「土地造成による濁水の影響」が想定されます。保全措置としては、先ほどの水質項目の措置に加え、法面の緑化や防災用シートによる保護、土砂流出防止柵の設置により土砂や濁水の流出を低減させます。供用後は、「地下水位や流動方向の変化」、「工作物の稼働に伴う地下水質に対する影響」が考えられますので、埋立地の粘土層の地盤改良の実施や二重遮水シートを地下全面に敷くことで影響を回避させます。

さらに、工事中、供用後ともに地下水の水質検査を実施します。

続いて、地形及び地質への影響についてです。工事中は「土地の造成に伴い出現する切土法面、人工盛土地盤の安定性」への影響が考えられますので、環境保全措置として、切土や盛土、植栽による表面や法面の保護により、雨水からの浸食を低減します。また、供用後は、「活断層の土地の安定性」への影響が想定されますが、事業計画等から定性的に予測した結果、対象事業実施区域周辺には規模の大きな断層は存在しないことや安定性を確保した貯留構造物とすることで影響は回避・低減できるものと考えます。

続いて、自然環境への影響についてです。まず、陸生動物ですが、哺乳類から土壤動物までの7項目の現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺において、ご覧の通りの種数が確認されました。そのうち、絶滅危惧種などの重要な種は、哺乳類と土壤動物以外で確認されており、鳥類はヨシゴイなどの15種、両生類・爬虫類はトノサマガエルなどの3種、昆虫類はコオイムシなどの8種、クモ類はワスレナグモなどの3種、陸産貝類はオオウエキビなどの2種が確認されました。

続いて、陸生植物ですが、植物からキノコ類の4項目について現地調査をしました。その結果、キンランやソライロタケ、イチョウウキゴケなどの重要な種が確認されました。水生生物については淡水魚類、底生動物、付着藻類の3項目で調査をし、ホトケドジョウやマルタニシなどの重要な種が確認されました。これらの動植物の調査結果より、生態系を構成する自然環境区分や注目種等を整理し、事業による影響について予測を行いました。まず、対象事業実施区域やその周辺の自然環境を、山林・丘陵地、谷津田、水田、河川、人工改変地の5つに類型化しました。山林・丘陵地はコナラやスギ・ヒノキ等の樹林で形成されており、谷津田は湿地化した水田跡地や素掘り水路による細流があることが主な特徴です。次に、対象事業実施区域やその周辺の生態系を特徴づける指標種について、生態系の位置付けとして上位性、典型性、特殊性の観点から選定を行いました。生態系の栄養段階の上位に位置するキツネを選定しました。キツネは小型哺乳類や鳥類、爬虫類などを捕食する特徴があるため、上位性の指標種としました。対象事業実施やその周辺の生態系の特徴を表す種や植生である「典型性」の種としては、キビタキ、ニホンアカガエル、コナラ群落を選定しました。コナラ群落は広範囲に分布しており、それを生息環境とし得る、キビタキ、また谷津田環境やその他の平地などに幅広く生息する種としてニホンアカガエルを選定しました。特異な立地環境を指標する「特殊性」の種としてホトケドジョウを選定しました。本種は、谷津田環境の一部の細流にのみ生息しております。最後に、類型区分した自然環境の改変程度を予測し、それぞれの指標種の生息・生育に及ぼす影響の程度について予測しました。上位性指標種のキツネは、工事による樹木伐採や建設機械の稼働に伴い、餌となる小型哺乳類、両生類・爬虫類などの生息環境が改変されることから、一時的な行動回避や当該地域の利用頻度の低下を招くものと考えられます。典型性指標種のニホンアカガエルは、工事により産卵場として機能する谷津田の大半が改変されるため、餌となる昆虫類や本種の生息環境へ影響が出るものと考えられます。他の指標種は、いずれも一部の生態系が改変されますが、現状に近い状態で保全できるため、直接的な影響は小さいものと考えられます。以上の予測結果から、生態系指標種であるニホンアカガエルやホトケドジョウの生息基盤である谷津田の保全が重要であると考え、環境保全措置として、北側谷津田の法面の最小化や東側にある谷津田を保全エリアとして確保します。また、上位性のキツネに対しては、工事中の土砂の流出防止対策や造成法面の植栽・樹林化により、利用環境や移動経路を確保します。

続いて、人と自然との触れ合い活動の場における影響についてですが、低騒音型の建設機械を採用することや作業方法の改善等を考慮することで、工事用車両や建設機械などの騒音の影響を可能な限り回避できるものと考えます。

続いて、景観についてです。写真は、上川町遊歩道公園内の遊歩道からの眺望景観です。

左側が現況、右側が完成後の予測結果になります。新最終処分場の建設により、既存の処分場の奥に管理棟や搬入道路などが視認されます。次に、対象事業実施区域の南側からの眺望景観です。上が現況、下が完成後の予測結果になります。新最終処分場の建設により、東側の谷全体が視認され、道路沿いには法面が出現します。さらに、同じ場所から埋め立て時期による眺望の変化を見ますと、第1期から第3期にかけて、黄色の丸で囲んだ箇所において変化があると予測されます。景観への影響に対する環境保全措置として、「造成地の早期緑化」を実施し、景観への影響の低減に努めます。

続いて、廃棄物についてです。工事中に発生する廃棄物は、新最終処分場の建設に伴う伐採樹木がありますので、発生した伐採樹木についてはチップ化し、燃料等として再利用することを検討します。また、供用後は、浸出処理水の脱水汚泥がありますので、雨水集排水施設を設置し、埋立地内への雨水流入の防止や汚泥量の低減に努めます。

これが最後の項目になります。温室効果ガスの予測についてです。工事中の重機の稼働や工事用車両の走行により、工事期間で合計約2054トンの温室効果ガスが発生すると予測されますので、環境保全措置として、待機時のアイドリングストップや適切な点検整備を実施することにより、発生量の低減に努めます。また、供用後の施設の稼働により、最終処分場からは年間で約251トン、浸出水処理施設からは約337トンの温室効果ガスが発生すると予測されますので、温室効果ガスが発生する廃棄物の混入の低減など、埋立廃棄物の適切な受入れに努めます。

ここまでが、環境影響評価の結果についてのご説明となります。

続いて、事後調査の計画についてご説明します。事後調査計画については、予測に不確実性が含まれる項目や継続的な監視が必要な項目について選定しております。

事後調査は、各項目で工事中と供用時のどちらか、あるいは両方で実施する予定です。

騒音では、工事用車両の走行に伴う騒音調査を、運行ルート沿道で実施します。

水質及び地下水については、工事中、供用後ともに定期的な水質調査や水位観測を実施します。

自然環境の事後調査については、全て工事中にのみ実施する計画としています。樹木の伐採、土地の造成に伴う生物への影響を把握するため、鳥類は、主にオオタカの生息、繁殖状況について着目し、他の希少猛禽類の繁殖可能性が確認された場合も併せて調査します。両生類、爬虫類、昆虫類、陸生植物は、保全エリアの谷津田において、その生息、繁殖状況について調査します。また、植物は、移植後の生育状況についても調査します。淡水魚類は、工事前に個体移動したホトケドジョウやドジョウのその後の生息状況について調査します。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。丁寧な説明、非常に感謝申し上げます。

委員の皆様の方から、ご意見いただいてまいりますけれども、それに入る前に、まず私から一点ほど確認をさせていただきたいと思っております。基本的なところを今更ですが、この要約書のところの2-3、

表 2-3-3.1、建設予定地のアーカイブなんですけれども、敷地面積で、これに関わっている新最終処分施設建設に係るものと言った場合には、14ha でよろしいですね。既存のものが 8ha あるから、トータルで 22ha でなくて、14ha であることを確認したいです。

なぜかというと、干渉改変とかの場合、20ha を超える場合には、自治体だけじゃなくて県のアセスをしなければならないとかいろいろな縛りがあると思っているものからすると、松阪市はいろいろな意味で環境に先進的な取り組みがあるので、ここは直接関係ありませんが、風力発電とかいろいろなところで、結構広い面積だったために、我々の一種の環境影響に関わる、我々アセス委員会のみならず、県のところからの部分で、市長の意見が出てそれから知事の意見が出ました。この場合は、14ha ということは、自治体でのことで県の新たなアセスはしなくてもいいという、確認だけとさせていただきたいんです。よろしいでしょうか。

もし急な質問でしたら、後ででも確認して教えていただければありがたいんですけども。ちょっと調べていただきたいと思います。今回も 20ha を超えるということになったら、ちょっといろいろ考えないといけないなあと。14ha だったら、我々だけで終わるんだろうなって思うんです。合計 22ha となっているから確認をさせていただきたい。問題ないだろうと思うんですけどもこの会議が終わるまでに教えていただければありがとうございます。

(事務局)

はい。ありがとうございます。それでは確認してお答えさせていただきますので、ちょっとお時間ください。

(会長)

こういうふうに合計 22ha になってくるとちょっとややこしいんですよ。

議長よろしくお願ひいたします。そうしたら、ちょっと調べていただいている間に、委員の皆さん、どの分野からでも結構ですので、どんどん意見してください。

はい。はいどうぞ。

(委員)

すいません。騒音振動の関係でちょっと、お尋ねいたします。スライドで言うと騒音振動の供用後の埋め立て作業による騒音振動。準備書の 7-105 ページですかね。騒音の方なんですけども、基準値が 60 デシベルで、予測値も 60 デシベルなんですね。超えてはいないんですけども、基準値上限という状態なんですけども、この数字はやっぱり、余裕のない数字でしょうか。ちょっと教えてください。

(事業者)

はい。ご指摘の報告も、準備書といいますと 7-105 ページですね、ケース 1 の既設の処分場の方と一緒に稼動した場合、という想定ですが、今回の処分場の建設につきましては、一時期既設とかぶるかもしれないというようなことが想定されておりますので、最悪のパターンというところですね、こういった数字の高い値が出ているのかなと。

ただ、実際は、既存が終わった後に、一期が始まるということですので、同時稼働ということは、超えてくることはあまりないのかなと思っておりますけれども、最悪のケースということで想定しております。

(委員)

それでですね。その前の7の104ページの図ところ、表の7-2-21に、環境保全措置の検証結果というところに作業方法の改善ということで、丁寧な埋め立て作業を実施することにより、建設機械の騒音レベルが低下すると書かれているんですけども、そういう丁寧な作業とはどういうものか教えてほしいんですけれども。

その60デシベルは、丁寧な作業をしない計算になっているんですかね。

(事業者)

丁寧な作業をしないというのは、ユニットパターンということで、本社の方からですね、一定の作業の場合は、そういう音も出るだろうというものが示されておりますので、丁寧な作業をするとまたユニットパターンより下がるということですね。

(委員)

丁寧な作業って、具体的にどんな感じになるんですかね。

(事業者)

重機の作業につきましては、スピードを上げると音が、高くなるとか、振動が出るとか、そういう傾向があります。また、今回埋め立てなので、あまりそういったことはないと思うんですがそういった場合の、移動時の騒音とか、そういったものにつきましては、オペレーターの方にですね、十分留意した形で作業していただければなど。

(委員)

書き方かなと思うんですが、もしその作業のスピードをこれぐらいにすると、1デシベル2デシベル下がるとかですねそういう根拠あるデータがあるといいかなと思いました。これはちょっと、本当にやって、いや、効果があるかもちょっとわからないので、ただ60デシベルってのはかなりマックスの危機側の数字だということで、これを、まずこういうことはないだろうっていうことですね。了解しました。ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

お願いします。

(委員)

植物とか生態系のところから何点かお尋ねしたいのですけど、たしか、方法書の時に温室効果ガスのと

ころで、改変区域の伐採等に伴う二酸化炭素のことも評価してここに掲載した方が良いのではという事を申しあげたかと思うのですが、今回特にこの、7-587 ページの温室効果ガスのところにはそういう項目がなくて、評価をされていないという事だと思うのですが、載せないという、何か、判断というか（補足：理由を）ご説明いただきたい。

（事業者）

方法書について、ご意見等いただきましてありがとうございます。

方法書のご意見につきましては、厚い本の（準備書）6-1 ページ 事業者の見解として示しております。

（委員）

見解として載せていただいているということで、これは良いのですが、7-587 のところで、ここでその評価は記載しなくて良いのですか。ここに載せてほしいというかですね、温室効果ガスとしてきちんと評価をして欲しいと。

（事業者）

ご説明させていただきます。温室効果ガスというのが、色々な考え方があると思うのですけれども、二酸化炭素だと必ずしも温室効果ガスになるという、二酸化炭素全てが温室効果ガスという考え方もありますし、あるいは、化石燃料由来のものが温室効果ガスになるという考え方、ちょっとそのへんが色々複雑にあるかと思っております。

今回はですね、樹木の伐採によります、木質の部分が分解され、二酸化炭素になるというところは、温室効果ガスとして計上、今はしていないという形でございます。工事中はですね。

工事につきましては、そういった伐採を含めた建設機械の稼働で化石燃料が消費されるというところは、温室効果ガスで計上しているんですけども、元々、植物由来の CO₂（二酸化炭素）についてはですね、温室効果ガスという形では、今回算定しておらずでして、

そういう分け方で、工事中の温室効果ガスは整理をさせていただいているという形でございます。

（委員）

その点に関しては理解いたしました。温室効果ガスとしての評価をどうするかというところですね、二酸化炭素って最近もうこの、二酸化炭素排出量の抑制ですとか、そういうことで話題にあがりますよね、なのでそれをあえて外すことは無いと思うんですよね。化石燃料の評価は、これはこれでいいと思うんですけども、別途、二酸化炭素、もちろん元々その植物が取り込んだものが大気に帰るだけっていう判断もあるのかもしれません、カーボンニュートラルとか言ったときにですね森林が吸収する CO₂ の量っていうのはやっぱり適切に評価していきましょうという流れの中で、やっぱり森林を伐採して大気中に帰っていく分もきちんと評価したほうがいいんじゃないかな。

また、今後、法面とか樹林化されますよね。そしたら今度それを評価すれば、工事によってこれだけ損なわれたけれどもここでこんな事業をしていく間にこっち樹林化していくことによってその分はこうやって回復していくんだっていう評価もできますので、必ずしも事業に伴って二酸化炭素の排出がなしで行うのは不可能なのは当然なので、だからきちんと評価をするっていうことは大事なんじゃないかなっ

て思うんですよね。なので私としては是非載せていただいたらいいんじゃないかと。で、例えば樹林面積があるってある一定の樹林化が見込めるんだったらそこがある程度樹林化したときにどんな森になるかで違ってくるから概算でしかないけども、概算でどれくらい今度は吸収が見込めるのか、そうすると例えば何年くらいここで運用したらペイできるのかとかね、そういうふうなことも評価できると思うので、そのほうがいいんじゃないかなと思いますがいかがですか。

(事業者)

わかりました、ご指摘ありがとうございます。そのような考え方があるのは理解しております。それでちょっと参考的な話になるんですけども、7-583 ページをご覧いただければと思います。こちらの表 7-15-1.2 ですが樹木の伐採量という形でこちらの廃棄物の量という形で今どれくらいの樹種がどれくらい伐られるかということを算定しております、ここを基本にですね CO2 換算していくようなことは可能かと思います。で、伐採される部分っていうのはこういった形で出せるかとは思います。

もう一つ悩ましいのが今度植栽した時の評価なんですけれども、それをどれくらいの時間で考慮するのかっていうのが非常に悩ましいところでございますので、ちょっとその辺の整理を進めながらですね、どのような表現ができるのかを考えていきたいなと思います。

(委員)

そうですね、今後樹林化していくところの評価、定量化・定量的にやるのが難しいとしたならばそこはもうあんまり踏み込めないのは仕方ないかなと思うので、まあ少なくとも伐採でどうなるのかっていうところは今お示しいただいたようなデータを基に出していただけたらいいんじゃないかなと思いました。

あと一点なんですけども、さっきの 6-1 なんですけどね。6-1 のところに樹木の伐採により CO2 吸収量は約 97 (t-CO2/年) 減少します、ってあるんですけども、これはそこにもし木があったとしたときに年間どれくらい吸収するかっていうのがなくなるよ、っていうことが書かれているんですよね。

(事業者)

そうですね。今の既存の吸収源としての機能ですとかなくなって…

(委員)

ですよね。なので、伐採によって今溜めこんでいる量がなくなる分と吸収量が減るっていうふうな理解になるかと思うんですが、それとは別に、この見解のちょっと妥当性がどうなのかなと思ったのでこれはお尋ねなんですが、松阪市の CO2 排出量削減目標値これ第 5 期計画で 44,849t ってあります、約 0.2% 程度ってありますけどもこの 97t っていうのはこれ年あたりの表記ですよね。でもこの 0.2% は 97 と単純にこの 44,849 で計算されてると思うんですが、やはり 5 期計画っていうのは 5 年間の値ではないのかなと思うので、97 が 0.2% っていうふうな比較はあまりよくないんじゃないかなって思うんですが。

(事業者)

すみません、ご指摘ありがとうございます。ちょっと確認させていただきます。

(委員)

たぶん年あたりだから、やるなら5年間でやらないとちょっと数値の出し方としてどうかと思います。

(事業者)

わかりました。ありがとうございました。

(委員)

あとですね、保全エリアに関して。今回保全エリア設けていただけるっていうのはすごく素晴らしいことだなと思って見せていただいてたんですけど、ちなみに保全エリアって市の持ち物なんですかね。今回のエリアの設定からすると事業区域外ですかね。谷津田環境がなんか残ってるようなところで保全事業に充てられるってなったっていうような、一応事業区域の外のような設定になってる、東側ですよね。これはどういう場所なんですか。

(事業者)

こちらは松阪市の土地でございまして、総合運動公園の事業用地になっております。

(委員)

なるほど、わかりました。こうやって保全エリア残していただけてそこに移植とかの候補も考えてくださってるんだろうなと思いますし、あとさっき説明にあった北側のところも谷津田環境を残していただいている、これも大変すばらしいなと思っているんですが、欲を言うなら東側の保全エリアってもうちょっと谷津田伸びてきている北のほうに私そんな奥まで歩いてないからわかんないけど、もうちょっと広げたりすることって難しいですかね。

要するに消えるところに対してなるべく同等かそれ以上の面積がうまく保全されると、なんていうか代償措置のこう生物多様性オフセットって考え方からすると、正味のロスをやっぱりなくしたい。出来ればプラスにして新しい環境創出につなげたいっていうふうなところからすると、そこまで伸ばすっていうのは無理かもしれないんですが、何か保全エリアをより効果的にやっていただくようなアイデアがあれば教えていただきたいなと思います。

(事業所)

この保全エリア確保するんですが、その面積と今ここで失われてしまう谷津田の面積がほぼほぼ同面積で、ですのでなくなった分はここで確保できるというように考えております。奥まで行くほどのことではないと考えております。

(委員)

そうですか、わかりました。谷津田の奥まっていくところがいい場所だなと思ったものですから。今谷津田的な環境っていうのはどういう感じなんですかね。例えばすでに移植予定のものとかがゴロゴロ生えているようないい環境なのであるならばそこの個体群への影響も考えられるかなと思うんですが、今どんな状況ですか。

(事業者)

説明させていただきます。こちらは今、ハンノキ林になります。こちらは休耕地になりますので、だいぶヨシに変わりつつあります。ここにはニホンアカガエルの産卵地があったり、細流がありホトゲドジョウの最大の生息地にもなっています。このまま遷移が進んでしまうと、背の高い植物が生えてくるという状況なので、工事中のモニタリング調査としては、整理をしながら環境確保していく、そういうやり方で考えております。

(委員)

なるほど。よく分かりました。

そうしたら、例えばですけど、これ以上遷移が進んでいくと、そういう湿地植物とかのハビタント（居住者）としては苦しくなるかもしれない、もちろん全部をガサっとやると、また、色々な影響も出てくるかとは思うので、ハンノキ林のところを、ある程度こう、伐っていただくとか、ヨシをある程度はいでいただくとかすると、新しい移植するような植物のハビタントとしても確保できたりするかもしれない、そういう風にそこの湿地環境を改善すると、同等の面積があって、尚且つ質を良くしたという事で、十分な代償措置というか、生物多様性オフセットの考え方からすると、素晴らしいというか、プラス側のことになるので、少し何か、全面的には無理でも、一部そういう植生遷移を今の段階で留められるような、手入れをしていただけると、凄く素晴らしいんじゃないかと思いますが、そういったご予定はあるのでしょうか。

(事業者)

今考えているのは、アカガエルの産卵地があるのですが、そのままにしておくと乾燥化が進んできますので、素掘りの場所を設けて、浅い湿地帯を作るというのが一つ。

もう一つは先ほどご指摘のあったヨシが生えているので、手入れをしていかないと、この状態のままいくと良くない。

(委員)

そうですよね。ある程度上の部分を取って表土剥ぎのような事を少しやっていただくと、休眠種子みたいなものも出てくるかもしれないし、凄くいい湿地が再生するのではないかという気がしていました。

(事業者)

切った方がいいというご意見だったのですが、植生自然度的にはこの地域の中では、このハンノキ林が一番自然性が高い。そのため、どちらかというとそこは保全していこうかと考えています。

(委員)

なるほど。ですので、ヨシ等を少し刈ったりすることですね。

大変良いと思います。ぜひよろしくお願ひします。

(会長)

折角こういうお話なので、一つ、環境学習等の場としても、使えるという意味もこめて考えてよろしいでしょうか。保全エリアは。

(委員)

事業者さんがそこを使って何か環境学習等をされるのでしたら、それはすごく素晴らしい場になるかなと思いますし、私が先程申し上げたのは生物多様性保全という観点から、最近湿地がどんどん無くなっている中で、湿地がどんどん植生遷移進んでいくと、今あるいい場所もだんだん消えてしまいかねないので、折角代償措置としてそこを活用されるのでしたら、少し手入れをして、湿地環境が残るような形にしてもらえると、大変素晴らしいんじゃないかなと、生物多様性オフセットという考え方からすると、ぴったりの代償措置なんじゃないかなと。

(会長)

もうちょっと広げなくても良いのでしょうか。

(委員)

(保全エリアは改変される面積に比べて) 同等の面積ということでしたし、私が言いたかったのは面積を広げるのが無理でも、その場所の質を、今の場所にちゃんと手入れをして質を良くすれば、それはプラスに考えられますから、それはそれでいいんじゃないかなと思う。

(会長)

分かりました。要するに今提案している内容で、ひとまず保全エリアとしてはよろしいと。

(委員)

そうですね。もちろん、今の場所が消えてしまうのは大変惜しいのですが、どうしようもない場合は代償措置を取りますが、代償措置の時に元々あった場所と同じかそれ以上のクオリティを、あるいは面積のところを保全していきましょうという最近の考え方からすると、きちんとそういった事が考えられているんじゃないかなとは思いました。

後一点だけ、緑化と樹林化のところで、地域種を使われるという記載があったと思いますが、具体的にはどのような事を考えていますか。この地域の種の入手って実際に考えた時には難しいんじゃないかなと思うんですけれども、どのような事を具体的に考えていますか。

(事業者)

具体的には示していませんが、当初は、既設の造成緑地のところに植栽がありまして、そこを見てみると、アベマキ、コナラ、クヌギが植栽されていたので、2メートル程の高さであったので、それを用いようと考えていたが、その他に、トウカエデやブナ等が植えてあり、そういう種はこの地域の植物ではなく、もう全然違うので、本数があんまり足らないものがありましたので、造成緑地の植栽の移植は困難であると考えている。(諦めている)

可能性として、記載していないが、ニショウが結構落葉樹林の中にあり、それを用いてどんぐりから苗木を作るような環境教育的なところでの植栽も面白いのではというような事を考えています。

(委員)

私も、もし持ってくる木が無いのであればそういった事をやっていけたらと提案しようと思っていたので、大変素晴らしいと思います。早期緑化にこだわって外来種を植えてしまうよりも、何もしない方が(良い)。なるべく地域種でというのがあると思う。

工事開始まで1年ありますので、今年の内に、労力はかかるかもしれないが、種が採れるのであれば、種を採っておいて、それこそどんぐりであれば蒔いておけば良いので。

あと、改変する場所にある樹木で頃合いのもの、ニショウだけではなくて、ある程度大きくなっている地樹みたいなもので、移植できるものとか、持ってくるような事をすれば、それもかなり、その分労力はかかることになるのですが、伐られて造成されるものをそのままもってくると、さっきの丘採用のことで、その分カットする事ができるし、いいのではないか。

こここの新規性のところの、郷土種を使って緑化するのは凄く良いと思いますので、ぜひ実現していただきたい。他の事業だと、使う予定であった種の入手が難しく、諦めたというケースが多い。ぜひここ、諦めずに、そうしていただきたいと思い、お尋ねさせていただきました。

私からは以上です。

(会長)

ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

では、お願ひします。

(委員)

私の担当している分野で、動物分野と生態系についてちょっと申し上げたいと思います。

動物分野あるいは生態系につきまして、詳細な調査結果に基づいて、適正にまとめられていると思います。ただこの中にですね、何箇所か誤りありますので申し上げます。回答は求めませんが、次の評価書の段階でご検討いただきたいと思います。内容については事務局の方へもプリントをお渡ししております。

まずは、3-54 ページ、表中でナゴヤダルマガエル、ダルマガエルと2種類が入っていますけども、これまでにはダルマガエル一本だったんですけども、最近細分されまして、この地域のナゴヤダルマガエル、他にトウキョウダルマガエルだったり色々あるんですけども、この地域はナゴヤダルマガエルでありますので、ダルマガエルがダブっておりますので、下の何も無いダルマガエルはカットで良いのでは。

2行目のところも7種となっておりますが、5科6種(表中表記のこと)へ、ナゴヤダルマガエルと同じ種類ですので、訂正願いたいと思います。

次がですね、3-57 ページ、表中にヤツメウナギ目ヤツメウナギ科、スナヤツメというのが、この種類はレッドデータでメッシュにもなっており、それが抜けておりますので、追加していただきたいと思います。この地域の三重県のレッドデータブック 2015年のメッシュには入っておりますので、追加していただきたいと思います。

次に、7-234 ページ、表中のヒナコウモリ科について、科名(学名)がイタリック体になっていますが、

科名ですので通常の字体にしていただいて。

科名の最後に「gen」がついているが、これは「genus」の略称であるため、一字離して「Gen. sp.」としていただいた方がいいんじゃないかと。

それから、7-235 ページ表中、チョウセンイタチについて、対馬では在来種なんすけども、本州、四国、九州では外来種にあたるのではないか。

次に 7-318 ページ、下から 6 行目、ニホンマムシの記述が重複しています。

次に 7-367 ページ、表中 2 行目のコガネグモ科はトタテグモ科の誤りではないか。次ページのコガネグモ科も同様です。

次に 396 ページ、表中のチョウ目 3 行目ケバエ科以降はハエ目になるので、線を入れて（区切って）。チョウ目は 2 種類だけであり、ケバエ科からは。

7-533、7-534 ページで、表中の昆虫類にヒメヒカゲとあるが、三重県では絶滅種であり、レッドデータブックでは EX になっている。過去には菰野とかで局所的に見られたが、今は絶滅種になっている。記録から見るにヒメジャノメの誤りではないか。

また、7-534 の一行目「～これらを捕食するヒバカリ～」の後へアライグマを追加していただきたい。アライグマは大きな捕食者であり、ここへ追加してもらいたい。

次に生態系の分野になりますけども、7-537 ページ、アライグマは上から二番目に、ノウサギ、カヤネズミ、アライグマとしているが、外来種のアライグマは雑食性で小型哺乳類から鳥類、は虫両生類、魚類、昆虫類、他、各種無脊椎動物類、果実類等あらゆるものを食べ、残飯等を漁る。この中でキツネが上位種の指標種、これには異存はありません。（アライグマは）外来種ですので。むしろ今ではキツネを脅かす、競合する存在であり、当然最上位種になる動物あります。

表中で二箇所、アライグマがタヌキと並んで入っているが、タヌキよりもはるかに雑食性であり、生態系の上位に立っておりますので、キツネと並んで、上位種の中へ出来れば入れたほうがいいのでは。現在もアライグマは各地で、西日本では一番強力な生物というか生態系を荒らす動物になっている。

そこへ、アライグマの隣ではないが、チョウセンイタチも問題になる種類ですので、アライグマを書いていただいていたところの、チョウセンイタチを二次三次消費者のところへ是非入れていただいたらと。チョウセンイタチは最近ではシベリアイタチの亜種なので、シベリアイタチの名前を使っている方法書も多いが、どちらでも良いと思います。

以上のようなことが気になりますので、評価書の作成へ向けて検討していただければと思います。

また、別紙資料 14 ページについて、スギ・ヒノキ植林とコナラ林の写真が逆になっているので、確認いただきたい。

（会長）

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

（事業者）

細部まで確認いただきありがとうございます。ご指摘があった点については、修正させていただきます。

配布資料につきまして写真と説明が逆になっておりましたので、修正させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今日来れなくなった欠席の委員からは特別にコメントはありませんでした。

自治体で終わるのか県へ行くのかどうなるんですかっていうのをうかがったんですけども、ちょっと忙しいのはわかるんですけども、どうなります?市で終わるということなのか。県に持っていくのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。まず今回のこの環境アセスメントにつきましては、県の条例に基づいた環境アセスメントを進めさせていただいているところです。

(会長)

基準を超えるからですね。

(事務局)

これは県の条例の基準の対象事業としましては最終処分場につきましては、2.5 ヘクタール以上という形になって参ります。

(会長)

じゃあ、14haですか。

(事務局)

まず今現在の最終処分場面積につきましては 2.9 ヘクタール、新たな最終処分場につきましては 1 期から 3 期を足しても 2.4 ヘクタールになっていて、最終的には、合わせましても 5.5 ヘクタール程度の面積です。それで、この条例の環境アセスメントにつきましては、先生もおっしゃるように、市の方、市長の意見を述べさせていただいたところで、次に、知事の意見っていうのが、当然出てきまして、そのままこの評価処理を繋いでいくという形になります。

(会長)

やっぱりそうなんですか。

ちょっと審議会の会長、副会長の意見を述べるようなチャンスをくれません?

(事務局)

今回の審議会の意見をもって、知事へ、県へ送らせていただくという形にはなっていくということでございます。

(会長)

そうしたら、そういうのをふまえて、今回に関しては、どういう答申を考えればいいのでしょうか。

(事務局)

ちなみに、前回開いていただきました方法書の方の審議会の中におきましては、この環境評価委員会の意見とそれから、市長の意見っていう形で、両方を送らせていただいたと。

その市長の意見につきましては、やはりその市長から松阪市が行う事業でございますので、長の意見としては、意見なしという形になってくるんですけど、これだけの市の環境影響評価委員会でこれだけの意見を言っていただきました。それでこの意見については市長へ答申をいただきましたっていうものをつけた形で、県の審議会へ送っていただいたという形になりました、松阪市の審議会にはこのような意見を皆しっかりと審議していただいたという形にはなったと思っておるところでございます。今回は本日いただいたご意見につきましては、知事の審議会、県の審議会には、その旨、送らせていただく予定であるというところでございます。

(会長)

今答申に関しては、ちょっと今、皆さんにお配りされているんですけども。

答申します。

(事務局)

はい。答申を皆さんにと言いますのは、この本日のご意見いただいた部分も入れて議事録を起こさせていただきたい、また、朴先生とその答申の対応につきましては、整備をさせていただきたいなというふうに思ってるところでございます。

(会長)

書くだけじゃなくて委員のみなと協議したいと思いますし、ここで別に業者のエイトさんも、味方するわけじゃないんですけども、こうなったら民民民でやっていかなければならないということを大前提で考えたときに、前回の協議も見越してやってきたいというようなところだけは皆さんちょっと共有していただきたいと思うんですが、多分皆さんも大人らしい、細かいことをおっしゃらないんだろうと思ってるけど内心は結構いろいろあると思います。

だから、かがみだけができているんですけども、そこは十分に考えた上で、時代の流れとともに意識改革を考えながら、必ずこれがもうできるからこうなるんだっていうことじゃなく、こういう非常に、時代の要請と共に、こうソフトなやり方でやっていくんだよという、ことを大前提でやっていくってなるんだと思うんです。我々が集まるというのはちょっと後になると思うので、まず、細かい内容は、みんなで作り上げるという形にし、まだちょっと中身はないんですけども答申という形を、田畠部長に、答申をしていくっていうやうな。

(事務局)

すみません、そういう形でお願いしたいんですけど。

(会長)

よろしく。ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

松阪市は、ある意味では、環境に関わるいろんなことをやってるということを踏まえるとして、委員の答申も4月いつまででしたっけ。出すのは。

(事務局)

4月14日に県へ提出します。それまでに全部まとめたいと考えております。

(会長)

そしたら、できるだけ早く作ることにして、皆さん、データでやりとりしながらやっていくんだと思うんですけども、ここで一つ約束をしていただきたい。メールとかじゃなく直接持つていって、温暖化政策や環境政策課の中の部長はじめ、県に、我々審議会の意向はこうだということを、伝えながら、渡してほしい。

=田畠部長へ手渡し=

(会長)

最初の挨拶でもありましたように、身近な生活に則しているものですから、先ほども部長にちょっとお願いをいたしました。松阪モデルというふうになるべく先生が、専門家の立場で、いろいろな議論をして、答申を出すということでありまして、決してポピュリズムには落ちません。もし、そう思うんだったらごみだすなよと言いたい。でも1グラムでも出す。したとするならばそれをどうやって適正処理をしてやっていくのか。

そういうところのものが当たり前にはなるんですけども、にっこりさっちもいかないものに関しては、最終処分をしていくことも一つの流れとしては、避けては通らないことである。

そういうことわかった上で、私たちベストを尽くした形での松阪モデルが、またしっかり動かすようなものになるだろうということを踏まえて、答申も考えます。今日、一応、年度末ということもありますので、中身はこれから詰めるという形で、答申をさせていただきました。

また、委員の皆様、言い残しはでないけれども、いろいろご意見渡させていただきまして、立派な答申も(事務局)皆さん方が直接県に持っていくということになっておりますし、ここはそこなんですけれども、何かちょっとふにゃふにゃしてたら、わかっていないぞということで結構です、そういうな感じで本気を出してやっていくんだということを、是非とも伝えていただきまして、決してポピュリズムに我々は1回許すけど、二度と許さないんだということを伝えていただくということで、答申をださせていただきました。

思ったよりちょっと早いので、今日、皆様にあったら、次はちょっとこの先、になる可能性がありますので、いかがでしょう。ちょっと、1分でも30秒でもいいので、委員の皆さんちょっと一言ずつ、お話をさせていただいて終わりにしたいと思うんですけども、座った順番で。

(委員)

正直申し上げてさっぱりわからなくて、ここに座ってるんですけども、良いものになるように願っております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

私専門が電気エネルギーのほうなので、ちょっと今回はなかなか、難しいというところだったんですけど、こういった自分の勉強になったのでこれからもよろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(委員)

先程も色々意見を申し上げさせていただいたのですが、生物多様性とかが専門なので、最近は 30by30 (サーティーバイサーティー) とか、色々、生物多様性保全に関する潮流というのがあるかと思いますので、それに則った形でぜひ、いい事業にしていただけたらなと思います。引き続きよろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

環境とか、或いは生態については、いろんな先生が、非常に重要な指摘をされまして、もう私が口をはさむところはなかったんですけども、この松阪市のごみ処理の基本方針のところで、3R ということと。それから、市民事業者行政による共同対処をしているとかいてありますし、行政側はこれをやって、市民、それから事業者は、やっぱり 3R 以上に進めていただけるように、行政側としても、啓蒙活動をして、すぐごみを出さない。

ていうのを基本として、こうやっていくのがいいんじゃないかな。今日もこの環境評価書の準備書にはあまり関係ないことなので、控えてたんですけども、最後に、チャンスをいただきましたので、このことだけちょっといわせていただきました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。お願ひします。

(委員)

松阪市の場合、いろいろなアセス関係の調査関係も含めて大変な立場に立っておりますけど、すべて非常に熱心の、充実した調査はなされておると思います。調査を踏まえて、今後もしっかりと、環境を見つめて行っていただきたいと思います。

ありがとうございます。

(会長)

そうしたら、私の方から最後の一言で終わらせていただきます。先ほど、委員の方からも 3 R とおっしゃったんですけれども、実は私環境省の 3 R 推進マイスターで、3 R 英語でしょ、推進は日本語でしょ、マイスターはドイツ語なんです。

それは何が言いたいかというと、何でもありということでありまして、いっとき 4 R、5 R なんだか似たり寄ったりするものでリフューズだなんだと出てるけど、R が増えれば増えるほど困るんですよ。3 R でちょうどいい。それにプラス R があるとすればリニアブルにどうしていくのか、そういう形になっていく。それはどういうことかというと、松阪市はいろんな意味で、環境に関する資本っていうのが高いところでもあります。そういうところから前に前に前にずっといくような、松阪モデルと言って環境と言えばそうだっていうふうになっていきたいなと思いますし、先ほどエネルギー関係というふうにおっしゃってたんですけども、松阪市は皆様ご存知のように風力で非常に風景がいいもんだから、いろいろなところの注目を浴びております。

そういういたいろんな部分を考えてみると、我々の環境影響評価委員会に次から次に仕事が多くなるんじゃないかと思っておりまして、是非とも一緒に仕事ができるチャンスいただければというふうに思っております。最後になりますが、今日は専門家としては大気質に関して、温室効果ガスに関して、騒音振動に関して、生態系に関してそれぞれの委員からお話をありましたけれども、大気質、窒素酸化物もそうですし、それを増やしながらやるようなことはありません。

そこを基準値の何分の 1 まで抑えたのかとか、何分の 1 になったのかっていうのが、幸か不幸か今回の場所にとっては、ガンガン窒素酸化物硫黄酸化物だせるようなところでもないバックグラウンドとしているわけですし、何分の 1 以下の基準値以下になってるっていうのは、当然かもしれないなということですが、市もそれから事業者からも、それでも、いろいろな形で工夫を凝らして重ねながら、関係の影響を極力出さないような形でのいい事業をやっていきたいということを、それを忘れることなく、やっていっていただきたいなと思っております。

部長もまた引き続き、また我々の思いを伝えてくださるというところでありますので、府内の会議などにおいても、松阪の市民であろうと市民じゃない委員であろうとよくなつて欲しいという熱い思いでやっているところなんだよっていうことを伝えていただくということをお願いしながら終わらせていただきます。ありがとうございます。

(事務局)

朴先生、それから富田先生ありがとうございました。委員の皆様につきましては、本日は、松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価委員会準備書につきまして、ご意見賜りまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和 4 年度第 1 回松阪市環境影響評価委員会の方を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。